

令和2年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和2年3月3日(火) 午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 専決処分の報告
- 3) 監査の結果報告
- 4) 陳情の受理及び付託報告
- 5) 所管事務調査結果報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 議案第 1号 令和元年度錦江町一般会計補正予算(第6号)について
(町長提出)

日程第6 議案第 2号 令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)について
(同上)

日程第7 議案第 3号 令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)について
(同上)

日程第8 議案第 4号 令和元年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別
会計補正予算(第3号)について
(同上)

日程第9 議案第 5号 令和元年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)
特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)

- 日程第 10 議案第 6 号 令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) について
(同 上)
- 日程第 11 議案第 7 号 令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号) について
(同 上)
- 日程第 12 議案第 8 号 錦江町手数料条例等の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第 13 議案第 9 号 錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第 14 議案第 10 号 錦江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例について
(同 上)
- 日程第 15 議案第 11 号 錦江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例について
(同 上)
- 日程第 16 議案第 12 号 錦江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第 17 議案第 13 号 錦江町福祉介護手当支給条例の一部を改正する条例に
ついて
(同 上)
- 日程第 18 議案第 14 号 錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第 19 議案第 15 号 財産の無償貸付について
(同 上)
- 日程第 20 議案第 16 号 指定管理者の指定について
(町 長 提 出)
- 日程第 21 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
(同 上)

- 日程第 22 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(同 上)
- 日程第 23 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(同 上)
- 日程第 24 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(同 上)
- 日程第 25 議案第 17 号 令和 2 年度錦江町一般会計予算について
(同 上)
- 日程第 26 議案第 18 号 令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算に
ついて
(同 上)
- 日程第 27 議案第 19 号 令和 2 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算に
ついて
(同 上)
- 日程第 28 議案第 20 号 令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別
会計予算について
(同 上)
- 日程第 29 議案第 21 号 令和 2 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 30 議案第 22 号 令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 31 議案第 23 号 令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算に
ついて
(同 上)

(日程第 25 議案第 17 号から日程第 31 議案第 23 号までを一括上程、提案理由を含
めて町長の施政方針について説明、総括質疑のあと、予算審査特別委員会へ付託)

令和2年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和2年3月3日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員	5番	池迫 重利	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	三 反 田 み どり		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	安 田 憲 次	住 民 生 活 課 長	舞 原 利 博
政 策 企 画 課 長	新 田 敏 郎	観 光 交 流 課 長	中 島 裕 二
未 来 づ くり 課 長	高 崎 満 広	産 業 建 設 課 長	田 中 弘 朗
保 健 福 祉 課 長	池 之 上 和 隆	農 業 委 員 会 事 務 局 長	窪 和 人
住 民 税 務 課 長	鶴 園 健 郎	教 育 課 長	大 寺 和 久
会 計 課 長	城 下 香 代 子	財 政 管 財 係 長	山 王 洋 介
建 設 課 長	久 保 清 隆	総 務 チーム リーダー	坪 内 裕 二 郎
産 業 振 興 課 長	今 熊 武 朗		
職務のため出席した者			
議 会 事 務 局 長	冨 尾 俊 一		

令和2年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和2年3月3日（火）午前10時00分
錦江町議会議場

（開 会・開 議）

水口議長 ただ今から、令和2年第1回 錦江町議会 定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

（日 程 報 告）

水口議長 本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

水口議長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 染川君、6番 池田君を指名します。

日程第2 会期の決定

水口議長 日程第2「会期決定の件」を議題にします。お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月19日までの17日間に決定しました。
日程第3に入る前に、ここで欠席届につきまして、池迫議員から届出がございました。ご報告致します。

日程第3 諸般の報告

水口議長 日程第3「諸般の報告」を行います。
閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。

町長から、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分の報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってあります。ご了承願います。

次に令和元年12月9日、令和2年1月20日、2月10日実施の例月出納検査結果報告書、令和元年12月9日実施の随時監査結果報告、令和2年1月23日実施の行政監査結果報告、令和2年1月23日、24日実施の補助団体等に関する監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってあります。ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおりとしましたのでご報告申し上げます。

次に総務厚生常任委員会が実施しました、所管事務調査の結果について委員長から報告を求めます。池田総務厚生常任委員長。

6 番池田議員

6 番。

水口議長

はい、6 番。

[池田総務厚生常任委員長、登壇]

6 番池田議員

おはようございます。本委員会において、所管事務調査を実施したので、その経過と結果について、報告します。

1 調査事件

児童公園（都市公園）の現状と今後のあり方について

2 調査の経過

(1) 令和元年11月26日に、池之上保健福祉課長、鶴田福祉チームリーダーの出席を求め、「児童公園（都市公園）の現状と今後のあり方について」説明を受け、その後、松崎、堂之元及び大橋の3街区公園の現地を調査しました。

(2) 令和2年2月6日、鹿屋市のクヌギ公園、寿むつみ公園及び新川公園の3公園を現地調査しました。

3 調査の結果又は概要

まず町の管理する公園の種類について説明を受け、児童公園は分類すると条例上は存在しておらず、本町で言う児童公園は都市公園条例で管理さ

れており、松崎街区公園、堂之元街区公園及び大橋街区公園の3公園が都市公園法及び都市計画法で設置されているものであり、都市計画内にある公園となっています。現実的に、都市公園の廃止または縮小は難しく、今後も都市公園として、管理していく必要があるとのことでした。

都市計画の所管は本来建設課であるので、都市公園も建設課が管理すべきものと考えられますが、本町では保健福祉課が管理しており、その経緯は定かではありません。町が管理する公園についてはいろいろありますが、唯一法の縛りを受けている公園は、前述した3つの都市公園ということになります。

次に、各児童公園の概要、管理状況等について、また、これまでの遊具の撤去状況等についても説明がされました。

委員から「都市公園については、緑地、遊具設置についての規定が設けられているのか。」の質疑に「遊具の設置規定はない。そもそも、法の主旨として都市計画内での緑地消失への対抗措置として、都市公園法はできているようである。」「遊具設置の規定はなくても、住宅内にある公園として遊具の設置は必要であると考えられ、撤去された後の措置がされていないのは、どのようなものかと考えるが。」「子供が外で遊ぶ姿を見かけない。少しでも遊具があれば違ってくると思う。検討してほしい。」の意見に「町の管理である以上、遊具を含め公園自体の使い勝手の良さが必要になってくると考える。撤去後の設置については、都市公園内だけでなく町全体で考えるべきであり、使用が見込まれる若い世代等の意見も考慮しながら、今後、総合振興計画の改訂に合わせて検討していくべきだと考えている。」、また、「ふるさと納税は、子どもたちなど将来を担うための事業の財源に充てることになっているので、遊具設置にも充ててよいのではないか。」などが出されました。

その後堂之元、大橋及び松崎街区公園の現地を調査し、現地調査後の意見として、「遊具について調べる必要があるのではないか。管理方法についても知りたい。」「やはり公園には1～2基の遊具は設置してほしい。また、設置してある公園を調査してはどうか。」などが出されました。

令和2年2月6日、鹿屋市のクヌギ公園、寿むつみ公園及び新川公園の3公園を現地調査しました。

それぞれの公園には、規模の大小はありますが、スプリング遊具、滑り台、ブランコ、鉄棒など遊具に加え、東屋やベンチが設置され、そして、町内会などによりトイレの清掃も行き届いており、しっかりとした管理がされていました。その中で、新川公園に設置されているブランコは、バケットタイプになっており、安全性の高い遊具であり、設置の際の参考とすべき例であると感じたところです。

調査を終えて、本町の児童公園においても、町民の皆さんの意見も参考に

しながら、小学校入学までの未就学児を対象とした遊具の設置、また、保護者や高齢者などが利用できる東屋やベンチの設置、そして、子どもなどの育成に関する事業として、設置から管理などの経費に係るふるさと納税寄附金の活用について提言いたします。終わります。

[池田総務厚生常任委員長、降壇]

水口議長

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

水口議長

日程第4、行政報告を行ないます。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

皆さんおはようございます。3月議会を招集したところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。12月議会以降の行政報告を申し上げます。会議等の参加状況については、別紙の報告のとおりでありますのでお目通し頂きたいと思っております。

昨年12月7日、副町長の人脈でアメリカの茶業界第一人者として知られております、ロイ・フォング氏夫妻が本町を訪れました。1月号の広報誌にも掲載しておりますけれども、4件の町内の茶農家の圃場、製品の試飲、意見交換などを行いました。大根占、田代ともに茶の品質は良く、アメリカに輸出できる認証などをクリアできれば取引可能な状況であることを確認したところであります。令和2年度から即取引開始とはいきませんが、本年度の新茶から試験的な取り組みが期待されるところであります。

12月26日、女性消防隊服貸与式がありました。昨年7月に結成された錦江町女性消防団8名が参加し、また1月5日の消防出初め式にもお披露目していただきました。今後も更なる団員確保に努力しながら、女性目線で予防消防活動に尽力していただきたいと思います。

1月14日、28日、2月10日、他の業務に合わせて、ワーケーションやサテライトオフィスに係る説明会や企業訪問をいたしました。ユニリーバ・ジャパン、ヤフー、東京証券取引所などワーケーションやお試しサテライトオフィスとして錦江町との関わりをもてる可能性を感じたところでございます。

1月31日、フッ化物洗口トップセミナーが本町で開催されました。県歯科医師会、県内でも実施を先行しておられる薩摩川内市の取り組みなどの状況を確認したところであります。本町でも令和2年度から条件が整った学校から順次取り組んでまいりたいと考えております。

2月8日、三遊亭圓歌師匠の襲名披露公演を錦江町文化センターで開催いたしました。当日は会場満席で、圓歌師匠の熱演で会場内は笑いで包まれたところであります。圓歌師匠のますますの活躍と錦江町との関わりを更に深めていきたいと思っております。

2月15日、第3回錦江町ファン感謝祭を城山ホテルで開催いたしました。360名を超える参加者で地元食材を利用したメニューや農産加工品の展示商談会も行ないました。県の元気おこし事業を活用してきましたので、今回で補助打ち切りにより終わりとなりますが、これまでの事業成果等を踏まえ、規模縮小をしながら令和2年度も実施できないか検討して参りたいと考えております。

2月23日、関東地区在住者を対象に錦江町ファンミーティングを計画いたしました。コロナウイルス感染拡大の懸念から、東京・渋谷で計画しておりましたが、急きょインターネットを使ったオンライン会議システムに変更いたしました。神川学習センター、コワーキングスペースとそれぞれの参加者が自宅や職場からインターネットを通じて錦江町の取り組みや意見・質問・提案などをいただいたところであります。当日の状況は、NHKでも放送され、参加者からも好評でありました。

また、2月27日、エネルギーマスタープラン策定委員会並びに住民説明会でも講師の東京大学の松橋教授とインターネットを使ってオンライン会議を実施したところであります。私たちもこのような経験を通じてワーケーション、テレワーク、働き方改革など神川学習センターの利活用をさらに進めていきたいと感じたところであります。

また、直樹賞を受賞されました川越宗一氏の受賞記念トークショーについては、コロナウイルスの状況を見ながら3月20日開催予定を延期したいと考えております。

以上、12月議会以降の主な行事について報告いたしましたが、なお、コロナウイルスに関する対策につきましては、国からの情報、県、近隣市町の状況を見ながら速やかに対応して参りたいというふうに考えております。

以上で、行政報告とさせていただきます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これで、行政報告は終わりました。

日程第5 議案第65号

水口議長

日程第5 議案第1号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第1号 令和元年度錦江町一般会計補正予算（第6号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町一般会計補正予算（第6号）については、補正総額3,311万5千円の減額で、累計は72億3,465万7千円となりました。

今回の補正は、歳出については、国の令和元年度補正予算で措置された障害児等対策施設整備事業5,363万7千円及びGIGAスクール構想

1億2,837万3千円の増並びに町有施設整備基金（元金積立）1億2,717万8千円の減などが主なものであり、その他、事業執行に伴う過不足の調整を行いました。

歳入については、障害児等対策施設整備事業に係る学校施設環境改善交付金572万2千円、GIGAスクール構想事業に係る公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金4,746万7千円及び公立学校情報機器整備費補助金1,390万5千円、一般寄付金（ふるさと納税）5,500万円、町債6,560万円の増などが主なものであり、余剰財源で財政調整基金繰入金の減額を行いました。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「町税」から21款「町債」までと、歳出1款「議会費」から12款「公債費」まで、第2表「債務負担行為補正」、第3表「繰越明許費補正」及び第4表「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

7番川越議員

はい、7番。

水口議長

はい、7番川越君。

7 番川越議員

2点ほどお伺いを致します。まず、総務費の1項総務管理費・9目諸費の中に防犯カメラの補修委託料及びリース料が減額になっております。これについては、年度末までに設置を完了するというようなことで説明を受けております。防犯カメラの設置については、認知症の徘徊あるいは行方不明者が相次ぎ出たことと、子どもの通学路の安心・安全ということを目的にして取り組みがなされたところがございますが、何基設置されて、場所等についてはどうなのかということをお聞きしたいと思います。場所等についてもいろんな県との敷地、公安との話し合いがまだ進んでいない部分もありというようなことで、先般説明を受けておりますので、その後どのような進展があったのかお伺いをしたいと思います。

それともう一点は、6款1項、3目農業振興費の中の補助金ですが、病害対策事業補助金先般の3号補正をもって111万8千円の補助金を計上したわけですが、これが40%ぐらいしか使われておらず60%の減額があるということの理由をお聞きしたいと思います。以上です。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

防犯カメラの状況につきましては、詳細を総務課長に説明させます。サツマイモ等の補助金につきましては、当初対象面積を500a位を想定しておりましたけれども、実際の種芋の作付面積が320a程度になったということで、元々面積の見込が甘かったというような現状もあります。それから、被害が少なかった農家の方々が実際バスアミドを使った消毒をしていらっしゃるのところも何件かあったようでありまして、バスアミドではなくてピクリン剤を使った消毒を補助なしで実施したり、そういういろんな状況が重なって結果として要求した補助金に満たなかったという状況があります。詳細については産業振興課長に説明させます。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

ただ今の議員の質問にお答えいたします。防犯カメラの設置箇所数ですが、当初警察署と協議をした結果、町内8箇所の信号柱、街灯柱、それから自治会の防犯灯と予定をしておりました。

信号柱の場所につきまして、県、公安委員会との事前協議を経まして神川の岩元石油前の点滅信号がありますけれども、その点滅信号につきましては、近い将来撤去をするということで一応設置は認められませんでした。設置箇所につきましては、7箇所になりますけれども、その場所ですが、まず、大根占小学校付近の交差点の信号柱になります。それと栄町交差点、こ

それは街灯柱になります。それから神川の長瀬たたみ店付近、それが自治会の防犯灯に設置することになっております。それから池田の毛下酒店前の交差点、それから田代麓の交差点が街灯柱でございます。それと田代川原、上原交差点、これも自治会の防犯灯でございます。それと7箇所目ですけれども、田代大原の新田三叉路、これも自治会の防犯灯の設置でございます。3月1日に契約を致しまして、3月に設置を完了するようになっております。以上です。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長

病害対策補助の減額について説明をいたします。大筋、町長が言ったとおりでございます。苗床のまず、面積積算を少し過大に積算いたしました。3町2反でよかったところを、5町歩程度見た。栽培面積から逆算してこれぐらいだろうということでした。そこは、計算の誤りがあったところでございます。

それと、12月議会の時もピクリン消毒等も認めていこうということで、ここで申したわけですが、サツマイモ振興会の役員の方といろいろ協議した結果、劇薬でございますので、バスアミド1本にした方がいいのではないかとということで、ピクリン等の方が対象にはなっていないかですね。実際、消毒が不要とか、いろいろありまして、こういう金額になったところでございます。一番の原因は圃場面積の積算誤りということになっております。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

まず、防犯カメラの件ですが、1件が中止になったのであれば、宿利原地区についてはちょっと高齢化が進んでいるのですが、どこか今後検討をしていただけないかなというふうに考えているところですが、令和元年度については、7基していただくわけですけれども、今設置個所を聞いたときに宿利原が抜けているなと感じがしましたが、その点はどうかということをもまず1件。

それから、産業振興課長、この面積が私たちは当初、111万8千円の補助金については、苗床の消毒をすると反当たり30kgを使いたいのので、10a当たり44,712円を500aのその半分をくれないかと、対象戸数は51戸数ですというふうに聞いています。大変失礼ですが、錦江町のサツマイモ振興会から要望書が出たこの要望書についても、何ら面積・対象戸数というのは記載もされておらず、ただ一括で要望書と、令和2年度用の苗床用の対策として取り急ぎ支援を頂きたいというようなことで即座に11

1万8千円をすぐに議会にかけていらっしゃるのですよね。ですから、この公文自体も言えば、担当者が見て、副町長も見て、町長も印鑑を押していらっしゃるのですよね。この要望書については。しかも、受け付けた日付もだし、受付の受理の番号もないというようなこういった要望書ですぐ111万8千円の補助金が出るのであれば、これはおかしいのではないかと考えるのが普通ですよね。しかも、面積についても500aを320aであったという、この200a位の誤差というのは、ちょっとおかしいのではないですか。というのは、結局錦江町サツマイモ振興会の会長名で要望書は出ているけれども、言えば底辺の51戸については、打診がなされなかったのではないかなというような疑問も出てくるわけですよ。ですから、対策は急ぎたいけれども、個々について51戸のこの戸数の作っていらっしゃる方たちについて、何ら打診もなく、500aばかりではないかということを出したというふうに理解をせざるを得ないような要望書なのですよね。数字も書いていない、何aも書いていない、こういった内容でしてほしいということも書いていないのに、9月20日にこれが出されて、すぐ9月27日の議会に議案が出されているわけですよ。111万8千円の補助金が提示されているということはちょっとおかしいのではないですか。早々にいろんな形で取り急ぎ何もかもしていらっしゃるって、こういう結果が出たのだと。大きなミス、減額については面積の間違いであったと言われるけれども、おかしいですよね。51戸分の対象者がいるというのに、はっきりおっしゃったわけですから、ちゃんと下の方で振興会の方たちが本当に全員町にこうして補助金をだしてほしいと言われたのかどうか、その辺も定かではないようになってきました。ですから、ただその面積が読み違えていたとか、あるいは不要であったという人もいらっしゃるわけですよ。不要であったというのもおかしいのではないですか。話し合いがちゃんと出来ていて、振興会長の会長名で要望が出ているのだったら、その辺の取り扱いというのものがなものでしょうか。こういった補助金に伴う要望書について、受付印もない、受理番号もない、そういった公文の取り扱いというのは、適正であるのかどうかということもここで併せて回答を頂きたいというふうに思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

宿利原地区の防犯灯設置については、総務課長の方で説明をさせます。あと、サツマイモの補助についてですが、確かにおっしゃるとおり、9月の20日に要望書が出て、金額の記載もなく、というようなことでありますけれども、当時私どもが判断したのは、消毒をするためには、温度がある一定程度保たれる時期でないと効果が上がらないというようなことを判断した上

で、9月に補正を出したところであります。確かに110何万円の補正を出した割には、執行率が低いというのはご指摘のとおりでありますが、何で低かったかということについては、先ほど課長からも説明がありましたとおり、個人の農家ではなくて振興会全体に補助しようというような考え方で補助をしました。ですので、振興会の方の要望書を出した時点と予算を執行する時点での差異があったのかなというふうに感じております。詳細については課長の方から不足する面を説明していただきます。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

ご指摘の宿利原の設置の件ですけれども、宿利原地区につきましては、調査しております。その場所につきましては、信号数ではなくて新規に設置をするということで、土地の利用者の承諾とかポールを設置も必要になりますので、当該年度、設置場所を決めて、箇所を決めて設置するようにしております。以上です。

水口議長

はい、産業振興課長。

今熊産業振興課長

確かに今、町長が申しましたとおり、消毒の気温の上がる時にしてくださいとか、写真を撮ってくださいとか一応生産者の方に来ていただいて、事業の説明をしたわけですけれども、そういうところも厳しくてやりださないという方も実際はいらっしゃったようでございます。そのようなことも原因はあろうかと思えます。

ただその後国の補助事業も示されまして、錦江町の振興会が出来たおかげで生産者把握が大変うまくいきまして、大隅圏内でも国の事業自体も大分申請者はかなり多く、申請しております。町の事業を利用されなかった方には、国の事業を利用してくださいということで、そのような形で町単事業をしたおかげで国の事業も大変スムーズに行えたという良い結果はございました。町と国を合わせますと、苗床面積では90%近くの消毒がされているようでございます。あと、10月という収穫の一番忙しい時期でございましたので、その辺も少しきつかったかなとそのような感想は持っております。以上でございますが、あとその文書受付については、ご指摘のとおり受付印等をちゃんと押してシェアすべきだったと思えます。それはもう反省しております。以上でございます。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

宿利原については、令和2年度で対応していただくとうことで、了解いた

しますので、宜しくお願いいたします。それとくどいようですが、私たちはこの苗床の消毒については時期尚早ではないかと、まだ原因が分からないのにするのかなというようにも出て、討論までいったわけですよ。ですから、この事業は40%で上がってきたというような、非常に残念なのです。どうしても苗床をしないといけないというのであれば100%に近い数字が出てきてもいいはずですよ。それが半分にもいかないで、自分でした人もいるだろうと聞いておりますので、「町の補助金はもらわないで良いよと、私たちでするよ。」というような人もおられたという話は聞いております。ただ、そういう人たちの意見の収集がなかなか出来なかったのではないかと思います。町長さっき、振興会に対してやる補助金なので、とおっしゃいますけれども、振興会にやる補助金であっても積算基礎はちゃんとしないといけないのではというのが私の考え方です。

ですから、文書についても先程くどく言いましたように、やはりピシッとして、言われぬように受付印もして、町長まで回覧をするのであればちゃんと受付番号もあっていいはずですよ。課内閲覧ではないはずですから。その辺もきちっと指導をしてください。もうこれで終わります。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

予算に対して執行率が悪い、カライモ振興会の全員の意見がこの事業に反映されていないのではないかとのご指摘であります。結果としてはその通りになってしまったというふうに思います。

ただし、原因が分からない、方策が分からないのではなくて、原因は概ね3つに限定されていたのだらうというふうに私ども考えて予算要求をいたしました。結果として、カライモ振興会の全員の方々がこの補助事業を利用されなかったということは、非常に残念ではありますが、利用された方々については、それなりの効果が発生してくるだろうということを期待しております。文書受付関係につきましては、坪内リーダーの方に詳細を説明させていただきます。

水口議長

はい、チームリーダー。

坪内総務チーム
リーダー

文書規程のことについて説明させていただきます。錦江町の文書規程の第7条の中に「文書の收受」という項目がございます。その中には受付をしまして、受発簿にちゃんと記載しなさいよという旨の記載がありますが、今回の要望書等重要な文書の取り扱い、詳細については規定されておりませんので、今後この文書規程の中身までをちゃんとした受発簿で番号を取ってするという、明確に記載してありませんので、今後検討しまし

て改正したいと思います。以上です。

水口議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、ちょっと分からないところがあって、説明をお願いしたいのですが、12ページの町税の中の法人税727万円の減額になった理由と、それから次に15ページに地方創生推進交付金、サテライトのワーケーション事業、この予算額と同額が交付金が減額されているのですが、ここの内容と、それからさきほど町長からもありましたけれども、朝の全協でも少しは説明があったのですが、ちょっと分からないものですから、財政調整基金繰入金の減額の説明をお願いしたいのですが。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

法人税関係につきましては、住民税務課長に内容を説明させます。地方創生交付金につきましては、未来づくり課長に説明させます。財調の減額については、総務課長にそれぞれ説明させますので、宜しくお願いします。

水口議長

はい、住民税務課長。

鶴園住民税務課長

はい。法人税の減額について説明させていただきます。これは当初、前年の予定納税というのがありまして、昨年度が景気が良くて多めにみたら今年の景気は悪くなりまして、予定納税された分が減額という形になったものですから、全体で720万の減になりました。以上です。

水口議長

はい、未来づくり課長。

高崎未来づくり課長

地方創生推進交付金の330万円の減額につきましてご説明いたします。これは町の活性化につなげるワーケーション推進プロジェクト事業の交付金でありまして、この交付金を活用しまして、首都圏起業へのプロモーション及び広報、マッチングなどの誘致活動や観光コンテンツの利用者確保のためのホームページ等を作成する計画でありましたが、昨年11月に長野県と和歌山県が全国に呼びかけて設立しましたワーケーション自治体協議会に本町も加盟しましたので、この協議会の中で同様の事業構想があることから、町で計画した事業が不要となり、事業申請を取り下げたためでございます。歳出についても同様に今回減額とさせていただいているところでございます。以上です。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

財政調整基金の繰入金の減額でございますけれども、歳出のところに町有施設整備基金積立金の減額が計上してございます。というのが、補正第2号のときに普通交付税が決定になりまして、増額になってその財源を町有施設整備基金の積立金に充てていたわけなのですけれども、今回の補正で基金積立の状況を踏まえまして、財政調整基金の現年度額を出していた方が後々の突発的な財源に柔軟に充当するということから繰入金を減額して財政調整基金の積立額を増やしたということになっております。以上です。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

法人税は景気がちょっと今年は悪くて、というような説明だったのですが、そうだったのですかね。私がみた範囲では、横ばいかなと去年も今年も横ばいかなという感覚があったものですから、倒産されたということも、廃業されたということも耳にしていなかったものだから聞いたところでした。それから、地方創生の分、今聞いて申し訳ありません。前回、全協か何かで説明を受けた分でした。すみません。

基金繰入金は減額していただいて年度内に財政不足のときに使うお金でしようから、交付金の関係でということですので、納得いたしました。答弁はいりませんので。

水口議長

よろしいですか。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、他に。はい、6番池田君。

6番池田議員

6番。36ページの農業費の土づくり支援センター費について修繕料が199,000円となっておりますが、これの内訳。それと以前原料を置くところとか、あるいは製品をストックする場所とか何か近くにあってそこにするには大型のショベルがいる、免許関係とか、何か話を聞いたようにはありましたが、その後どうなっているのか。それと、今のスクリータイプのもあれですが、前1回故障になって変えたこともあるようですが、大丈夫なのか。以上お尋ねします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長	土づくり支援センターに関する質問につきましては、産業振興課長に説明させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
今熊産業振興課長	はい、まず修繕費の199,000円は重機の修理代でございます。それから、言われた新しい堆肥置き場うんぬんの関係はちょっと、ホイールローダーの車検が取れないということで、今年度はちょっと出来ないということでその方向性は今、据え置いております。そこにマイナスで車検代、手数料、保険料とかマイナスが出ております。講習会受講負担料とかその辺が、公道を走るための免許取得関係の予算だったのですが、その辺も落とさせていただいております。堆肥置き場関係については、もう少しちょっと根本から考え直さないとちょっと難しいかなというような状況で今保留というところになっております。以上です。はい、スクリューの方は順調に回っております。
水口議長	よろしいですか。
6番池田議員	はい。
水口議長	他に質疑ありませんか。よろしいですか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	はい、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	討論なしと認めます。これから、議案第1号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第6号）について」を採決します。 お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	異議なしと認めます。したがって、議案第1号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号

水口議長

日程第6 議案第2号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

水口議長

議案第2号 令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、補正額は歳入歳出それぞれ2,096万円9千円を増額し、累計は13億4,612万円になりました。

今回の補正は、歳出については、保健給付費の一般被保険者療養給付費を1,391万5千円、諸支出金の保険給付費等交付金償還金を866万1千円、その他償還金を31万6千円増額し、総務費を10万7千円、保健事業費を176万9千円、特定健康診査等事業費を4万7千円それぞれ減額いたしました。

歳入については、国民健康保険税を827万1千円、使用料及び手数料を3万4千円減額し、保険給付費等交付金の県支出金を548万8千円、保健基盤安定繰入金等の繰入金を219万9千円、繰越金を2,096万7千円、諸収入の延滞金、加算金及び過料を7万8千円、雑入を54万2千円それぞれ増額いたしました。

議決くださいますよう、よろしく願いたします

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「国民健康保険税」から6款「諸収入」までと、歳出1款「総務費」から6款「諸支出金」まで、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第2号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「令和元年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号

水口議長

日程第7 議案第3号「令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第3号 令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、補正額は歳入歳出それぞれ341万9千円の減額で、歳入歳出予算総額は1億2,773万3千円になりました。

今回の補正は、歳入については、特別徴収保険料、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の減額及び普通徴収保険料、前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出については、保険料分納納付金、保険基盤安定分担金の減額及び繰出金の増額が主なものです。

議決くださいますよう、よろしく願います。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「後期高齢者医療保険料」から5款「繰越金」までと、歳出2款「後期高齢者医療広域連合納付金」から4款「諸支出金」まで、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第3号「令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「令和元年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

水口議長 日程第8 議案第4号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長 **議案第4号** 令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、補正額は歳入歳出それぞれ3,868万1千円を増額し、予算総額は13億1,262万6千円になりました。

今回の補正は、歳出については、保険給付費や予備費の増額と総務費や地域支援事業費の減額が主なものであり、その他事業執行に伴う過不足の調整を行うものです。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金の増額が主なものです。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「保険料」から8款「繰越金」までと、歳出1款「総務費」から6款「予備費」まで、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第4号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号「令和元年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号

水口議長

日程第9 議案第5号「令和元年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第5号 令和元年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）については、補正額は歳入歳出それぞれ40万円の増額で、予算総額は946万6千円になりました。

今回の補正は、ケアプラン作成収入の減に伴う一般会計繰入金の増額が主なものです。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「サービス収入」から3款「繰越金」までと、歳出1款「総務費」及び2款「諸支出金」を、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第5号「令和元年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「令和元年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号

水口議長

日程第10 議案第6号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第6号 令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、補正額は歳入歳出それぞれ7万3千円を増額し、累計は1億1,805万円

8千円になりました。

今回の補正は、歳出については、総務管理費の委託料72万6千円、消耗品費26万6千円、手数料20万円を減額し、元金積立金126万3千円、総務管理費の共済費2千円を増額いたしました。

歳入については、一般会計繰入金1千円を減額し、事業収入の手数料4万2千円と水道使用料の滞納繰越分3万2千円を増額いたしました。

議決くださいますよう、よろしくお願いたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「事業収入」及び5款「繰入金」と、歳出1款「総務費」及び3款「基金積立金」を、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第6号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第6号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号

水口議長

日程第11 議案第7号「令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第7号 令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ71万5千円の減額で、累計は3,125万円になりました。

補正予算の主なものは、歳入については、使用料の滞納繰越分の収入増と一般会計繰入金の減であり、歳出については、過不足の調整を行ったものです。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「事業収入」及び5款「繰入金」と、歳出1款「総務費」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

6番池田議員

6番。

水口議長

はい、6番池田君。

6番池田議員

歳出の修繕料の減額ですが、その説明と、あと関係の田代の方の住民の中で、この前何かアンケート調査が回ったということで、もう近々これが廃止されるのではないかといういろんな不安の声が聞かれておりますが、今後どういうアンケートの目的なのか、やはり住民にも説明して安心を与える必要もあると思うのですが、それもお示してください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

産業建設課長に答弁させます。

水口議長

はい、産業建設課長。

田中産業建設課長

まず、歳出の方の修繕料の件につきまして、ご回答申し上げます。修繕料につきましては、緊急に対応するようなことでやっているのですが、本年度につきましては現在支出の方が120万円ほど支出しております、残りにつきましては、今回69万2千円を減額いたしまして、残り110万ほど緊急対応策の方にまだ取っているということで、今回の補正に

つきましては、69万2千円を減額させていただいたところでございます。

また先ほど質問にもありましたアンケート調査につきましては、集落排水事業の長寿命化を目指すためにアンケート調査をいたしまして、今後どのような方向で修繕計画を立てていくかというようなものに、そのアンケートを利用させているところでございます。

それによりまして、再度土地改良連合会に委託しているものがありますけれども、そちらの方でそのアンケートを基に修繕計画を立てていきまして、現在令和3年度からの修繕計画の方を立てているところでございます。

それにアンケート調査の方を活かしていきたいというふうに行っているところでございます。以上でございます。

水口議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

これで質疑を終わります。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第7号「令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第7号「令和元年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入ります。11時15分から会議を開始いたします。

休憩 11：06

再開 11：15

水口議長

休憩を閉じて、会議を開きます。

日程第12 議案第8号

水口議長

日程第12 議案第8号「錦江町手数料条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第8号 錦江町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税率の改定等に伴い、手数料及び町有施設の使用料を見直したため、本条例改正を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第8号「錦江町手数料条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第8号「錦江町手数料条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号

水口議長

日程第13 議案第9号「錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第9号 錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域経営の在り方を検討するための分掌事務を新たに設けたいため、本条例改正を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番川越議員

7 番。

水口議長

7 番。

7 番川越議員

この事業を、政策企画課の方に持っていくということの説明ですが、先般も南大隅地域の医療介護に関する事務という非常に大きな取り組みも企画でやっていくわけですが、その上に今回は産業建設課がバイオマス関係で、これも再生可能エネルギーだろうと思うのですが、職員の配置方については配慮されますか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

その予定であります。

水口議長

はい、7 番川越君。

7 番川越議員

長期に渡り、大きな取り組みをする課については、やはり職員が必要と考えますので、十分な配慮をお願いいたします。回答は要りません。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第9号「錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第9号「錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号

水口議長

日程第14 議案第10号「錦江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第10号 錦江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名及び条項等を改めたいため、本条例改正を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第10号「錦江町固定資産評価審査

委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第10号「錦江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号

水口議長

日程第15 議案第11号「錦江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第11号 錦江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、現在の臨時・非常勤職員制度が会計年度任用職員制度へ移行することから、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する事項を定めるため、本条例改正を提案するものであります。議決くださいますよう よろしくお願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第11号「錦江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することに、ご異議あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、したがって、議案第11号「錦江町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号

水口議長

日程第16 議案第12号「錦江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第12号 錦江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

放課後児童支援員の資格基準及び資格要件の経過措置期間を改めたため、本条例改正を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第12号「錦江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することに、ご異議あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、したがって、議案第12号「錦江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号

水口議長

日程第17 議案第13号「錦江町福祉介護手当支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第13号 錦江町福祉介護手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

福祉介護手当の支給に係る精算事務の効率化の観点から、当該手当の支給月を一部改めたいため、本条例改正を提案するものであります。

議決くださいますよう よろしくお願いたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第13号「錦江町福祉介護手当支給条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第13号「錦江町福祉介護手当支給条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号

水口議長

日程第18 議案第14号「錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第14号 錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直し及び入居者の資格要件等を整理したいため、本条例改正を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第14号「錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 15 号

水口議長

日程第 19 議案第 15 号「財産の無償貸付について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 15 号 財産の無償貸付について、提案理由の説明を申し上げます。

南大隅町花ノ木地内にある錦江町と南大隅町の共有地である旧国産材加工センター跡地について、令和 2 年 3 月 31 日をもって無償貸付期間が満了するにあたり、引き続きベネフィット森林資源協同組合に製材施設用地として令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで無償貸付けしようとするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、本案を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしくお願いたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

3 番染川議員

はい、3 番。

水口議長

はい、3 番染川君。

3 番染川議員

2、3 質問をします。ベネフィット森林資源協同組合という法人で無償貸付の契約をするようになったのが、いつぐらいなのか。当初は株式会社だったと思うのですが。そしてまた、協同組合の組合員数及び準組合員数は何名なのか。それと適正な対価なく、これを譲渡とか貸し付けるときには地方自治法の第 96 条で議会の議決を得るということになっているのですけれども、今現在、ここ 2 年位前から町内ののこくずの業者が自分のところで生産するのはなかなか厳しいということで、町外の製材の事業所からのこくずを仕入れて町内外の畜産農家に供給をしている。そのために、供給をするときまでの間、一時的に保管をする場所が必要ということで、この施設を一部借り上げている。その借り上げている借り上げ料が非常に高額だったというの聞いております。月に 15 万程度で借りている。町内の業者育成という意味からも、できればこの 1 業者だけではなくて、その一部町内の業者か

ら借りるということでしたら、無償貸付というのは出来ないのか。出来なければ、このベネフィットの協同組合に貸し付けているすべてをその一部だけ町内の業者が借りるというのであれば、そのスペースだけは無償貸付は出来ないのか。そこら辺も含めて説明をお願いします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

構成メンバーであるとか、法人名が変わったのがいつかということについては、総務課長に答弁させます。

今、錦江町内の業者がその敷地の一部を借りている、有償で借りている。そういうのであれば、その分を両町が無償で貸付しているので、ただで貸付することは出来ないか、というようなご意見だろうと思います。

確かに敷地自体は両町の敷地で無償で貸付をしておりますけれども、町内の事業者さんがこの施設を借りているのは、もちろん土地もでしょうけれども、建物自体を含めて借りられているであろうと思います。そうであれば、土地以外の建物の借用分等は含まれているのではないかとはいえますが、詳細のその借りているという話は聞いておりますけれども、具体的にどここの場所を何平米くらい借りているのかということも、ちょっと今の段階では把握しておりません。もし、染川議員の方からそこら辺の事情をご存じでしたら、教えていただければと思います。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

ベネフィットの法人設立の年月日は平成15年5月26日となっております。それで、貸し付けを行ったのが平成17年から3年ごとに更新されているということでございます。それと、役員・組合員数ですけれども、手元の資料に組合員名簿がないですので、ちょっと分かりませんが、代表理事の方が平成23年11月26日から任命されているということで、伺っております。以上です。

水口議長

はい、3番染川君。

3番染川議員

なぜそこまで聞いたかといいますと、町内ののこくずの業者がその施設を借入を申し入れたときに、組合員ではないからということで、「準組合員になってください。」というような申し出があった。だから準組合員になったという話も聞いております。

最近いろいろと詳しく事情を聞きまして、情報を漏らすな、というようなことだったかもしれませんが、具体的なことについては差し控

えをさせていただきますということでした。ですから、本来なら無償で貸付をしているわけですから、その組合員であればどういう条件で貸付とかいろんなものがなされても、その組合員のいろんな規約の中で行われるわけですから良いわけですがけれども、本町の町内の事業所が少しでも経営が良い方向で向くような形であれば、それを支援するのが行政の務めではないかというふうに思っております。

そういう意味からも、なんとかその町内の業者の支援になるような方法を取っていただきたいというふうに思っておりますので、いろんな面で今後は検討もしてもらいたいというふうに思っております。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私どもも、詳細な情報を今持っておりませんので、両方の事業者からいろんな意味で情報収集を図ってまいりたいと思います。

水口議長

よろしいですか。

3 番染川議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。はい、7 番川越君。

7 番川越議員

私もこのベネフィットさんについてはなかなかよく分からないのですが、これを無償で貸し付ける部分については製材の施設用として、無償で貸し付けようという提案だろうと思いますが、実際にその製材用地としての役割を果たしているのですか。大体は太陽光を設置してしまっ、その収益等についてもどんなふうになっているのか、その辺ももし分かれば示してくださいますか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

ここの議員の皆様も最初無償貸付に至ったときの経緯をご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、私が記憶している範囲では製材工場を廃業してしまうと国の補助金の返還義務が発生するというようなこともあって、細々とながらも製材業とよばれるような業を勤しんでいきたいと思いますという形で、こられているというふうに思います。

ただし、広大な広場がありましたので、その部分については会社として収益を上げるために太陽光を設置されておりますけれども、工場部分につきましては、引き続き製材工場として活用されているというふうに認識して

おります。法人の詳細の中身を把握しておりませんが、製材業としては営まれているものというふうに認識しております。

水口議長 よろしいですか。はい、7番川越君。

7番川越議員 製材業として営まれていらっしゃるのですか。その実態調査なりというものは、いかがなものですかね。

水口議長 はい、総務課長。

安田総務課長 ベネフィットに関しては南大隅町との関連もありますので、南大隅町の情報からですと、今従業員数というのはいらっしゃらないそうです。理事の方が、その製材業を管理的な作業をされているということで、伺っております。以上です。

7番川越議員 さっき染川議員の方から、準会員になって、そこをこちらからは無償で借りながら、準会員が使う部分については高額の使用料をとっていらっしゃるということを聞くと、腑に落ちないところがいっぱいあるわけですが、こういう形でずっと無償で貸し付けは可能なものなのかというところが疑問だと私は考えます。それで、南大隅町との話し合いというようなこともあるのでしょうか、どうもその辺の経緯も含めると不思議だなというような感じもする組織ではあるなというふうに考えるわけです。

ですから、実際に製材もちゃんとしていらして、バンバンしていらっしゃる、ということが目に見えて営業がされているということであればですが、ただその土地を借りるだけで無償とし、太陽光の設置をし、というようなことではあまりにも虫が良すぎるのではないかなというような感じもしないでもないわけですが、その辺をどういうふうに理解をしたらよいのか、非常に迷うところです。町長いかがですか、その辺は。

水口議長 木場町長。

木場町長 前3か年と今後の3か年の形態というのは、おそらく大幅に変わるという状況ではないというふうに感じております。ですので、補助金の関係もありますので、継続せざるを得ないのかなというふうに考えているところです。

水口議長 はい、他に質疑ありませんか。はい、2番浪瀬君。

2 番浪瀬議員 今、町長は補助金に関係でと言われたのですが、製材をするという前提で補助金 coming しているのだろうと思うのですよね。実際この提案をされるにあたって、年どのくらい稼働しているのか、月どのくらい稼働しているのか、その辺の調査をされましたか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 申し訳ありません。正式には、調査はしておりません。染川議員から情報提供がありましたように、のこくず事業者が一部使用しているということは、聞いておりました。

水口議長 はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員 同僚議員からの話で、いろいろ私も、あそこを通るたびに製材も何もやっていないのではないかと、チップもしていないのではないかとというのは思っていたわけですね。今回ここに、製材目的であるということで無償貸付をとということなのですが、実際的に私は製材をされていないのではないかなど。そしてそこを借りて、また又貸した形で家賃をとというのは、無償でそこに貸すというのはいかがなものかなと思うわけです。

今回はまた実態を調査されて、ちゃんと町民からも議会からも納得のいく形にされた方が良いのではないかなと思うのですが、いかがですか。

水口議長 はい、木場町長。休憩。はい、休憩の申し出があります。休憩を取ります。

休 憩 11:44

再 開 12:00

富尾議会事務局 説明をいたします。今のこの案件につきまして、十分な審議の材料が揃っていないということで、今この審議については、本日は中止いたしまして、また十分な材料を取り揃えていただきまして、最終の日になると思いますけれども、審議の再開ということで、取扱いをしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

水口議長 休憩を閉じて、ただ今の件については、中止といたします。

日程第 20 議案第 16 号

水口議長

次に、日程第20 議案第16号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第16号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

錦江町トロピカルガーデンかみかわの指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するにあたり、引き続き「食酒場 柳」を令和2年4月1日から令和元年5年3月31日まで管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第16号「指定管理者の指定について」を採決します。お諮りします。議案第16号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第16号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第21 同意第1号

水口議長

日程第21 同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

同意第1号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

濱田佳代子委員の任期が、令和2年4月28日をもって満了となることから、小梅枝由美子氏を次の教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。今回の任期は、令和2年4月29日から令和6年4月28日までの4年間となります。

同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第1号「教育委員会委員の任命について」を採決します。お諮りします。同意第1号は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第1号「教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

日程第22 同意第2号

水口議長

日程第22 同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

木場町長

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

日高公委員の任期が、令和2年4月28日をもって満了するにあたり、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、地方税法第

4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。

今回の任期は、令和 2 年 4 月 2 9 日から令和 5 年 4 月 2 8 日までの 3 年間となります。同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。これから、同意第 2 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。同意第 2 号は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

日程第 2 3 同意第 3 号

水口議長 日程第 2 3 同意第 3 号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。本案については、私の一身上に関する事件でありますので、これより副議長において、議事を進めていただきたいと思います。

ここで暫時休憩します。

馬込副議長 それでは休憩を閉じ、休憩に引き続き会議を再開します。
ここで、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、1 3 番水口君の退席を求めます。

[水口議長、退席]

馬込副議長

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

水口幸二委員の任期が、令和2年4月28日をもって満了するにあたり、同氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。今回の任期は、令和2年4月29日から令和5年4月28日までの3年間となります。同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

馬込副議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

馬込副議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

馬込副議長

討論なしと認めます。これから、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。同意第3号は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

馬込副議長

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

ここで、水口君を事務局職員が呼びますので、しばらく休憩します。

[水口議長、入場]

日程第24 同意第4号

水口議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

橋口達郎委員の任期が、令和2年4月28日をもって満了するにあたり、次の固定資産評価審査委員会委員として寺田貢治氏を任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。今回の任期は、令和2年4月29日から令和5年4月28日までの3年間となります。同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。同意第4号は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

皆さんにお諮りします。12時を回りましたけれども、続けて宜しいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

水口議長

はい。それでは、時間がかかると思うのですが、再開いたしたいと思えます。

日程第 25 議案第 17 号

日程第 26 議案第 18 号

日程第 27 議案第 19 号

日程第 28 議案第 20 号

日程第 29 議案第 21 号

日程第 30 議案第 22 号

日程第 31 議案第 23 号

日程第 25 議案第 17 号 令和 2 年度錦江町一般会計予算について

日程第 26 議案第 18 号 令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 27 議案第 19 号 令和 2 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第 28 議案第 20 号 令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について

日程第 29 議案第 21 号 令和 2 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について

日程第 30 議案第 22 号 令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について

日程第 31 議案第 23 号 令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について 7 議案を一括議題とします。

本案について、提案理由を含めて、町長の施政方針について説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

平素から、町政各般にわたりまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和 2 年度の当初予算案をとりまとめましたので、その概要について、説明いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

資料につきましては、1 ページ、2 ページ、国の 2 年度の予算の状況、それから県の予算の状況等が示されております。

2 ページの中段、「その結果」という所から朗読させていただきます。失礼しました、2 ページの冒頭からでございます。

町長就任以来、「将来に夢・希望が持てるまちづくり」の実現に向けて全力で取り組んでまいりました。そのために本町の将来を担う若者が住み続

けるための仕事づくりとして「新たな産業の展開」や「住宅対策」、また人生の最期まで地域に安心して住み続けるために医療・福祉の充実など「生活環境の改善」、多様化する社会の中で性別、世代に関係なく参画する「高齢者、女性、子どもの参画社会の実現」及び郷土愛をはぐくむ「誇れる郷土づくり」を掲げ、引き続き、本町の令和2年度予算編成にあたっては、様々な情報を収集し財源を確保するとともに、経常経費の削減、事業の取捨選択をしつつ、重点事項として産業振興、保健福祉の充実、特色ある教育及び施設の充実、環境及びSDGsに取り組むよう指示しました。

その結果、令和2年度一般会計予算総額は、前年度比2億6,493万7千円(4.1%)減の62億5,336万円となりました。

性質別歳出予算の状況は、人件費が12億6,780万8千円で予算に占める割合は、20.3%、物件費9億5,855万円で15.3%、扶助費9億4,648万4千円で15.1%、補助費等9億5,792万8千円で15.3%、普通建設事業費6億5,050万1千円で10.4%、公債費8億6,961万2千円で13.9%、となっております。

歳入予算の状況は、自主財源である町税が6億1,669万5千円で予算に占める割合は、9.9%、地方交付税は、30億1,964万9千円で48.3%、国庫支出金4億4,772万8千円で7.2%、県支出金5億5,225万3千円で8.8%、町債5億9,247万円で9.5%、不足する財源につきましては、集中した投資時期の到来のためにこれまで積み立ててきた基金を取り崩して財源に充てました。

税収の確保につきましては、町民の皆様から信頼される公平で公正な税の賦課と納付指導、収納率の向上は極めて重要であります。厳しい経済状況の中にあっても、やりくりをして頂きながら、町税を完納して頂く方々の納税意識を大切にし、更なる公正・公平を保つことに、取り組みを強化して参ります。また今年度までで3年継続の固定資産税家屋の全棟調査が終了します。

一方、行政改革の一環として職員の業務を軽減とする町民サービスの向上を図るため、AI及びRPAの活用による議事録作成支援システムを導入します。このシステムは、会議などで録音した音声をリアルタイムで文字化する機能を持ち、会議録作成事務が軽減されることになり、合わせて、その音声を鮮明に録音するため本会議場用と移動式会議用マイクシステムの導入も行います。

また、職員用行政情報端末のパソコンをウィンドウズ7のサポート終了のため、ウィンドウズ10対応のパソコン及びサーバーへの更新を行います。

町の基本構想である「錦江町総合振興計画」につきましては、令和元年度から本年度まで改訂作業を進めており、小学生から大人まで延25回、400人の皆さんとまちづくりワークショップや住民幸福度調査を実施しましたので、令和2年度には、これまでのご意見を整理し、総合振興計画へ反映させて参ります。この計画は総合戦略、過疎自立促進計画、地域福祉計画などあらゆる実施計画の方向性を示す最上位計画であるため、9月頃までに計画素案を策定し、その内容について町民の皆さんとワークショップをしながら、令和3年度からの5箇年計画として策定を進めて参ります。

また、昨年から取り組んでおります再生可能エネルギー対策については、地域資源を活用した分散型エネルギーを地域内で循環させ、主に基幹産業である農業のエネルギーコストの低減化による高収益体質の構築、豊富な森林資源やバイオマス資源等の活用した再生可能エネルギーの導入についてもあらゆる可能性を検討しながら地域産業の活性化、持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

空き家対策につきましては、平成28年度から空き家解体補助事業により、これまで96棟の解体を進めてまいりました。解体補助金については、引き続きニーズがあることから、補助率を下げたさらに5年間延長することとしました。また、今年度は、相続人等が特定しにくい老朽空き家に対し、モデル的に地域提案型空き家除却自治会活動事業を新設し、自治会のコミュニティ活動を支援しながら地域課題の解決に向けて取り組んで参ります。

地方創生の取り組みにつきましては、平成27年度から平成31年度までの第1期におきましては、総合戦略に基づく未来づくりプロジェクトが、国や県の注目を集め、全国各地からの視察やマスコミ等にも多く取り上げられるなど、本町の未来づくりの理念に多くの方が共感を持っていただいたと考えております。令和2年度から始まる第2期においても、第1期において実践してきました町民の皆様を主体に、一緒に汗を流し考える各セクターの動きを、事業の充実・強化を図りながら引き続き取り組んで参ります。今後も「厳しい現状を真摯に受け止め、子や孫に希望あふれる未来を創りつなぐ」という理念の下、プロジェクトを力強く推進して参ります。

第1期総合戦略の柱として進めてきましたサテライトオフィス誘致は、現在、平成30年度に進出した1社のみとなっておりますが、引き続き「新しい仕事の創出」のみならず「町内での仕事起こし」や「町内経済の活性化」に寄与するよう積極的に誘致活動を進めて参ります。

また、休暇中に旅先などで仕事をする「ワーケーション」が令和の時代に即した「働き方改革」のひとつとして期待されております。本町におきましても、昨年11月に、このワーケーションの全国的な普及促進を図るために設

立された「ワーケーション自治体協議会」に加盟しました。この協議会の中で「癒し、健康、リフレッシュ」を本町の最大の魅力として発信しながら、ワーケーションの誘致にも力を傾注して行きたいと考えております。

公営塾につきましては、お試しサテライトオフィスを利用したIT関連事業者と2年間の実証実験を行い、昨年7月ようやく常設の公営塾を開校することが出来ました。

塾は、児童生徒の家庭学習を補完し、基礎学力を向上させるとともに、これからの時代に必須になりますICT（情報通信技術）への理解と子どもたちが主体的に情報を活用する能力を身につけることを目的に実施します。

また、高校や大学がない、学習塾に通うにも車での送迎が必要といった地理的、経済的負担などによる教育の地域格差を、この公営塾によって、少しでも解消して子育てしやすい環境整備も図って参ります。

また、今年度から持続可能な開発目標であるSDGsの視点を取り入れた小学生向けのワークショップ、限られた資源やこれまでの常識を乗り越え、チャンスをつかむ力を養成する中学生向けのアントレプレナーシップ教育に新たに取り組めます。

ふるさと納税につきましては、返礼品の豪華さやお得感で寄附を募るのではなく、町の取り組みや理念、寄附金の使い道などに共感くださる方々と関係を深め、関係人口の創出・拡大を図ることを目的に、これまで取り組んで参りました。

今年度、寄附件数、寄附金額ともに過去最高となりました。同時に寄附者からの応援メッセージも大幅に増えました。このことは、本町のふるさと納税に対する考えや取り組み、町の理念に共感してくださる方々が着実に増えてきている証であろうと考えております。

今後もこのような寄附者の期待に応えるべく、返礼品事業者と協力しながら町の魅力を発信し、ふるさと納税の確保に努めて参ります。

農林水産業全般に関しましては、国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現を目指し、経営感覚に優れた担い手の育成やスマート農業の促進、国際競争力の強化、輸出促進等を推進することとしています。また、県では「かごしま未来創造ビジョン」に基づき、経済のグローバル化に対応するため、農林水産物の販路や輸出を拡大するとともに、革新的技術の導入による生産性と競争力の向上を目指すこととしています。

こうした中、本町では、今年度も基幹品目である、お茶や春ばれいしょの価格低迷や甘しょでの病害の発生など、非常に厳しい年でありました。令和

2年度においても労働力の確保や省力化対策、販路の開拓など多くの課題がありますが、様々な施策を皆様と一緒に取り組んでまいります。

農業の基盤を充実させるため、農産物販路拡大加工検討委員会を中心に、地域に適した作物の選定・新技術の導入等に努めるとともに、付加価値を高め、特色ある産地づくりや6次産業化への取り組みも支援して参ります。

さらに、新規就農者及び後継者育成のため、国の新規就農・経営継承総合支援事業の「農業次世代人材投資事業」や町単独事業の新規就農者総合支援事業により、生活支援と生産性の向上等に向けた設備の導入に対する補助制度を引き続き推進して参ります。併せて、人材育成にも力を入れて参ります。

基盤整備といたしましては、両根占土地改良区の老朽化した施設を維持していくため「基幹水利施設ストックマネジメント事業」により、補修・補強または一部更新などの保全対策工事の実施を今後も支援して参ります。

また、国営総合農地開発事業「肝属南部地区」におきましても20年以上経過した施設があり、経年劣化に伴う機能低下による影響を防ぐため機能保全計画に基づく予防保全対策工事を支援し、施設の長寿命化を図ってまいります。

畜産につきましては、近年、各畜種とも若手担い手農家の就農が著しく増加していることから畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）等を活用し、ICT技術（情報通信技術）の実証によるスマート農業の推進に努め、生産性向上による経営安定対策と生産基盤の強化を図って参ります。

また、2022年に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に向けて、畜産振興資金貸付基金や優良牛保留対策事業を活用し、高齢牛の更新・増頭を推進します。また、県と連携し優良繁殖雌牛の導入促進に対して補助を行い、全国に鹿児島錦江町牛の名を広めるため、関係機関（第12回全国和牛能力共進会県推進協議会）とも連携を図りながら技術指導に努めて参ります。

現在、国内で感染が広がっています「豚熱」の感染予防策といたしまして猪の養豚農場への侵入を防止するため「柵」の設置を進めております。また、「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」等、家畜伝染病の予防対策として、肝属家畜防疫対策協議会と連携し、消毒等の疾病侵入対策の徹底を図ります。

有害鳥獣による農作物等への被害対策につきましては、関係団体と連携を図りながら、引き続き狩猟免許取得者への助成とあわせて、狩猟者登録時の狩猟税、登録手数料等の補助を行い、狩猟登録者の確保を図り有害鳥獣の

捕獲に取り組むとともに、電気柵や箱わな導入を図り農作物被害防止対策に努めて参ります。また、平成29年度より設置した大根占猟友会及び田代猟友会の鳥獣被害対策実施隊員を中心に鳥獣による農作物等の被害防止に努めるとともに捕獲した鳥獣の食肉利活用についても検討して参ります。

林業につきましては、森林・林業再生プランを基本に、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、消費者のニーズに対応できるような森林を育成していくことが重要であると考えています。特に、今後は、森林整備を通じて地球温暖化防止に貢献していくことが求められていることから、適切な間伐を着実に実施することにより、多様で健全な森林を育成していくことが重要になるかと思えます。また、本年度稼働しました木質バイオマス発電につきましても安定稼働を図りながら、木質チップの利用によるCO₂の削減など引き続き森林資源を活かした取り組みを進めて参ります。

成熟期（伐期）を迎えた森林につきましては、無届伐採等の違法伐採をなくし、森林法10条及び15条の伐採届の周知徹底を図り、合法的な計画性のある木材安定供給のための主伐の推進と併せて「伐ったら植えよう！」を合い言葉に再生林を推進するとともに、公有林についても計画的な伐採・造林を進めて参ります。

また、大隅地域が林業成長産業化地域に指定されており、川上では、施業集約化の推進・低コスト素材生産の推進・再生林の推進、川中では、原木流通効率化の推進、川下では、木材需要の創出（CLT、2×4）を図って参ります。

令和元年度より始まった森林環境税事業により「新たな森林経営管理制度」を実行していくため、専門員を配置しました。今後も国が進める方向に導けるよう取り組んで参ります。また、林業副産物の特用林作物（枝物等）の振興も引き続き推進して参ります。

水産業につきましては、湾内の漁業資源の増加を図るためヒラメ、マダイの放流、人口海藻、藻場の保全など、地域資源の維持、回復の活動や町内小学生を対象にした「魚の料理教室」等を引き続き支援して参ります。

また、令和元年度において、国の浜の活力再生施設整備事業により海面養殖施設を整備いたしました。今後においては養殖技術の促進等を図り、漁業収入向上に取り組んで参ります。

商工業につきましては、商工業事業資金の利子補給の支援と併せ、商工業者店舗等改修事業を引き続き支援するとともに、商工業・商店街の活性化に向けて商工会と連携を図りながら推進して参ります。

さらに、鹿屋市消費生活センターとの消費生活相談業務の広域的連携により、専門家に直接相談できる体制を維持し、安心できる住民サービスの提供に努めて参ります。

加えて、昨年度に引き続き、女性や若者等の多様な起業支援のための応援補助金を創設し、スモールソーシャルビジネスをサポートしていきます。

観光につきましては、県の魅力ある観光地づくり事業や元気おこし事業などを活用し、神川大滝周辺の環境整備や照葉樹の森、花瀬公園一帯の魅力向上の取組を引き続き進めてまいります。

本年度は観光振興基本計画の策定に着手し、将来的な観光施設整備や都市との交流など総合的な観点から町の観光の未来ビジョンを作り上げたいと考えています。

また、昨年度から着手している照葉樹の森を活用したイメージアップ事業につきましても、具体的にマインドフルネス体験やEバイク体験などの体験メニューの実証等に取り組んで、多様性のある新しい森の魅力をつくり出していきます。

情報発信については、県内でもいち早く有名インスタグラマーと連携した取り組みを行って町のPRに努めているところです。本年度においても観光情報のみならず、あらゆる角度から積極的に町の魅力を発信して、観光客の誘客等に努めてまいります。

産官学の連携事業につきましては、鹿児島純心女子短期大学とコンビニエンスストア、航空会社など情報発信力のある民間企業と一緒に商品開発や特産品の販路拡大、地域課題解決などの取組を行っていきます。

さまざまな事業実施により、より多くの交流人口の獲得を図り、それをお互いの顔の見える「関係人口」へと進化させることによって、次世代へと続く観光交流を目指して参ります。

超高齢化社会を迎えている我が国において、本町を見てもみますと、令和2年2月1日現在の住民基本台帳上の町内人口は、7,372人で、65歳以上の高齢者数は3,281人、昨年度より34名の減少ですが、高齢化率は44.5%と増加しており、国の2025年問題より先行している地域となっております。

このような状況下であります。福祉・医療・介護・子育て支援等におい

てバランスのとれた施策を展開しながら、町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりを目指していかなければならないと考えております。高齢者の方々は住みなれた自宅や地域で生活したいという意向が多いことから、地域でいきいきと暮らせるために、在宅での医療や介護といったサービスを含めた地域包括ケアの仕組み作りが急務となっております。

令和2年度は、「錦江町地域福祉計画」に基づき「各世代が助け合い、元気に暮らせる『地域』」の実現のため、高齢者福祉計画及び第8期介護事業計画、障害者福祉計画の策定作業を行ってまいります。子育てなど若年者の支援も含めた地域包括ケア体制の構築を念頭に進めてまいります。

子育てしやすい環境づくりにつきましては、本年度策定した「第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策を展開してまいります。昨年10月より国の保育無料化が実施されましたが、町では副食費の支援を追加しました。地域子育て支援センターや延長保育、学童保育などの支援に引き続き努めてまいります。

高齢者の生きがい・健康づくりにつきましては、現在多くの自治会で実施されております高齢者サロンの推進、シルバー人材センターや社会福祉協議会への支援を行ってまいります。また、民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザーによる地域の見守り活動の一層の充実を図り、さらに見守り活動が地域活動として広がるよう推進してまいります。

障害のある人が安心して暮らせる環境づくりにつきましては、法に基づく国県の支援施策を活用しながら障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に努めてまいります。

健康づくりの推進につきましては、すべての町民の皆さまが心身ともに健康でいきいきと暮らせるように、「第2期データヘルス計画」に基づき、疾病の予防、早期発見、早期治療及び重症化予防に重点を置いた事業を展開し、町民が自ら積極的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援してまいります。

また、様々な疾病の要因となる生活習慣病の予防について、必要な情報の提供と各種健診事業の展開を積極的に進め、予防意識の向上や保健指導の充実に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、これまでの事業展開に加え、地域子育て支援センターや保育施設などの関係機関との連携を強化して、子育て全般の

支援窓口を保健福祉課に一本化するために「錦江町子育て世代包括支援センター」を本年4月に設置いたします。出産から子育てまでの切れ目ない支援に加え、産後うつと新生児の虐待予防の観点から、産婦健康診査を実施することで産後の初期段階における母子に対する支援を図ってまいります。

地域医療体制の整備については、平成30年度より「南隅地域のための医療介護の姿検討委員会」を組織して、肝属郡医師会立病院の老朽化問題も含めて議論してまいりました。昨年9月には「南隅地域の医療介護の姿シンポジウム」を開催し、町民とともに現状を考える機会としたところです。シンポジウムでは公立病院化という選択肢も紹介されましたが、そのために検討しなければならない重要な課題が多くあります。鹿児島県地域医療構想の議論も踏まえながら、引き続き真摯に可能性の検討を行ってまいります。

環境対策につきましては、家庭からの生活排水による水質汚濁を未然に防止するため、小型合併処理浄化槽の設置促進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めて参ります。

さらに、長期的な地球温暖化対策の一環として、ゴミの分別収集を実施して、ゴミの減量化及び衛生自治団体連合会と連携を図りながら、環境美化の強化に取り組んで参りたいと考えております。

道路整備などの公共事業につきましては、地域からの要望も多数寄せられているところですが、財政健全化との整合性を図るとともに、緊急性や効率性等を考慮しながら、要望に応じて参りたいと思います。

本町の交通インフラの整備状況は、県内における九州新幹線、東九州自動車道整備などの充実度合いからすると、極端に低いものがあります。平成5年12月に策定された広域道路整備基本計画で地域高規格道路指定を受けながら26年間をも経過している笠之原から南大隅町佐多を結ぶ大隅縦貫道の早期整備に向けて、鹿屋市をはじめとした1市4町の行政、議会や経済界と一緒にこれまで以上に国に整備促進の声を訴えて参りたいと考えます。昨年8月には、本町で「大隅縦貫道整備促進決起大会」が開催され、官民一体となって、機運の醸成が図られました。引き続き、国への中央陳情、鹿児島県への陳情等も行い、早期整備に向けて、更に取り組んでまいりたいと思います。

また、本町の道路や橋梁につきましては、老朽化による傷みが随所に見られるようになり、まさしく新設改良から維持補修への転換期を迎えたと強く感じているところであります。このようなことから道路については、路面性状調査等を参考に老朽化した道路の維持補修の継続、橋梁等については、長寿命化計画に基づいて、引き続き取り組んで参ります。

異常気象による風水害等から生命・財産を守り、安全・安心な生活環境を維持するための排水・治水対策にも引き続き取り組んで参りますとともに、国・県道の整備や河川の寄り洲除去、海岸地域の高潮対策事業等についても関係機関と連携を図りながら取り組んで参ります。

また、公共工事の入札参加の透明性、公平性及び事務の効率化を図るうえで、電子入札システムや条件付一般競争入札を今後も継続して実施して参ります。

住宅施策につきましては、平成 28 年度に改定しました公営住宅等長寿命化計画並びに住生活基本計画の理念である「人がいきいきと暮らせる魅力あふれる安心な住生活の実現」に基づき、既存住宅の長寿命化に取り組むとともに、住宅不足解消や移住・定住の促進を図るため空き家の利活用や木材を活用した町営住宅の整備にも引き続き調査研究して参ります。

自治会運営につきましては、人口減少・少子高齢化が一段と進行し運営が難しくなる中、自治会長さんを中心に地域自治力の連携・強化に取り組んでいただいております、深く感謝しております。

今後も自治会長さんと連携を図りながら、自助・共助の意識の醸成に努めて参りますとともに、自治会統合につきましても引き続き支援を行って参ります。

交通関係につきましては、県内の令和元年事故発生件数は 4, 771 件で、前年度からしますと 1, 062 件の減少となっております。本町においても 19 件の減少で 8 件となりました。しかし、その内の 3 件は高齢者による事故も発生しております。高齢者が関係する交通事故が年々増加する中で、事故多発危険個所の点検やその改善に向けて県や警察へ要請すると同時に、町民に対しましても夜光反射材の着用や交通ルール遵守の啓発を図って参ります。

防災につきましては、大規模災害を想定した訓練として昨年の 5 月に職員非常参集訓練及び 11 月に町消防団、鳥浜自治会を始め関係機関の協力のもと津波防災訓練を実施いたしました。情報交換や新しく整備した総合交流センター内において一時避難所を開設し、避難所運営マニュアルに沿った訓練等も行いました。

令和 2 年度においても引き続き対象地区を選定し大規模災害を想定した避難訓練を実施するとともに、児童生徒の防災学習等、自治会単位の防災訓練や、実情に合った避難計画や訓練計画の作成、訓練時の指導・助言等も行

い、町民の防災意識を更に高めて参ります。

なお、自主防災組織の強化、防災行政無線の難聴地域解消にも引き続き取り組んで参ります。

また、大規模災害に備え、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧を図るため、総合的かつ計画的に実施することが重要であることから国が推進している地域強靱化計画策定についても着手して参ります。

消防につきましては、地下式消火栓から地上式消火栓への改修や防火水槽の設置を年次的に進めるとともに、令和2年度は支所配備の消防タンク車の更新及び昨年7月に結成しました女性消防隊用の消防広報車の整備を行い、資機材の整備も図って参ります。

消防団員が年々減少傾向にあります。今後も各分団と協力しながら団員確保に努めます。また、消防活動の経験者などからなる消防団協力隊に対しましても引き続き団員の後方支援をお願いして参ります。

また、予防消防などの広報活動や災害弱者である高齢者宅への訪問活動を主な活動とする女性消防隊員を活用し、地域に根ざした新たな消防団活動を行って参ります。

教育におきましては、本町の教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かなたくましい人づくり」を推進するため、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を十分発揮し、情報交換や人的・物的・文化的交流等を積極的にを行い、教育行政を力強く進めて参ります。

まず、学校教育につきましては、学校・家庭・地域社会、関係機関の連携のもと、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、基礎的・基本的な知識や技能と思考力・判断力・表現力及び体力を培って参ります。

新しい「学習指導要領」が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施されることから、小学校の円滑な実施と中学校の移行準備を進め、教育の情報化推進に関しても、プログラミング教育が開始されることから、大容量高速通信に対応する校内通信ネットワーク及び一人一台端末の整備してまいります。

また、小学校における外国語教育の充実を図るため、昨年度は小学校英語専科加配教員を県に要望し、5・6年生の外国語を中学校の英語教諭が実施しました。本年度も継続して配置していただくよう要求しています。さらに、小学校3・4年生の外国語活動においては、学級担任とティーム・ティーチングを中心とした指導を行うための外国語教育活動協力員(AEA)を配置し、コミュニケーション能力や聞く・話す能力の向上に努めます。中学校においては、大学の入試改革により英語の受験に民間の英語検定導入が検討されていることを踏まえて、昨年度から中学生の英語検定試験受験料

を補助し、積極的な受験と更なる英語の学力向上に努めます。

「特別の支援を要する子ども」や「医療的ケアの必要な子ども」等、今後、様々な学校教育ニーズに対応するために「特別支援教育支援員」、複式学級のある学校には「複式学級を支援するための支援員」を引き続き配置し、小規模・複式学級の指導法の充実と施設の整備を図って参ります。

また、来年度から町内全小中学校を「コミュニティ・スクール」として認定し、各学校に「学校運営協議会」組織して、これまで以上に地域に根ざし、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。あわせて、「小中一貫教育」の充実にも取り組んでまいります。

いじめや不登校など児童生徒等の心の相談につきましては、引き続きスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒及び保護者並びに教職員の相談・支援に努めてまいりたいと思います。

教育環境につきましては、校舎等の耐震工事や空調設備も全小中学校終了しました。今後各学校の状況に応じて、児童生徒が安心して意欲的に学べる質の高い環境を整えるため計画的に補修整備してまいります。

学校給食につきましては、学校給食費補助金を活用し、地元食材をより多く活用しながら「食育」を推進し、安心して安全な給食の提供に努めます。次に、生涯学習につきましては、誰もがいつでも学べる機会の充実を図り、学校や地域とともに健やかで心豊かに活動することができるよう進めて参ります。

公民館活動につきましては、公民館主催事業の充実を図るとともに、学習成果を発表する場を設け、地域での交流や世代を超えたつながり、町民の自主的な学びや活動を支援します。

さらに、「地域学校協働活動」として、地域の未来を担う子供たちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びの体験を得て、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材の育成を図りたいと思います。

また、町民の幅広い交流を促進し、町民の教養の向上や文化の振興、健康の保持増進を図るとともに、災害等の非常時においては、防災活動の拠点施設となる複合施設としての「錦江町総合交流センター」を有効に活用し、学習環境及び健康増進並びに安心して安全なまちづくりの整備を図ります。

史跡や文化財につきましては、町民が様々な機会をとらえ、歴史に触れ、親しみ、理解を深められるよう保存整備を図り、多くの町民に公開することにより、史跡や文化財を活用したまちづくりを推進します。

なお、このたび池田地区の正月の伝統行事である「柴まつり」が国指定無形文化財の候補になりました。令和2年度においては有識者等により調査活動が実施されます。地区の皆さんとともに盛り上げ、ぜひ決定になるよう取組んで参りたいと考えております。

青少年教育につきましては、錦江町の将来を担う人材の育成として極め

て重要な取り組みであり、青少年の健全育成に有意義な事業に取り組むことで次世代の青少年リーダー育成を図ります。

社会体育につきましては、コミュニティスポーツクラブの発足に伴い、市民の生涯スポーツの気運の醸成と適切な運営を支援してまいります。

また、本年度は「燃ゆる感動かごしま国体」が開催され、本町では6月7日にデモンストレーション競技「真向法体操」、10月11日には自転車競技ロード・レース大会が実施されます。

つきましては、昨年度のリハーサル大会の反省を活かして、関係市町並びに関係機関と連携を図るとともに、町民全体でのおもてなしの心を持って本大会の成功に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

国民健康保険事業につきましては、被保険者数の減少と医療費の高騰によりひっ迫した状況であり、財源不足を補うため一般会計から多額の法定外繰入を計上することとなりました。来年度の税率改定は見送ることとなりましたが、相互扶助という制度の根幹を考えると、早期の税率改定を検討しなければならないと考えております。

公的支援も保険者の努力や成果によるインセンティブ配分の比率が増えており、これまで以上に糖尿病重症化予防などの保健指導やジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費抑制施策を強化するとともに、特定健診の受診率向上、保健指導の徹底に注力し、国保制度の健全化に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、重症化した被保険者の加入による医療費の増加が課題となっております。国保と連携した予防事業の強化が重要であるため、令和2年度は鹿児島県後期高齢者医療広域連合の支援をいただきながら「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」モデル事業に取り組んでまいります。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険が一体となり、医療費の抑制につながる予防事業を確立できるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者自身の希望を尊重し、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう社会全体で支援することが基本であります。令和2年度は「第7期錦江町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度であり、計画に沿った着実な事業の推進と次期計画の策定に注力してまいります。

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができる医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括システムの構築に向け、各種運動教室、サロン活動などの事業も関係機

関と連携し推進してまいります。

特に近年増加している認知症の対策としましては、医師・臨床心理士・保健師・社会福祉士・ケアマネージャーなど他職種が連携して支援にあたる「認知症初期集中支援チーム」の機能強化やI P a dを活用した「脳若事業」の普及・支援人材の育成などを通じて、地域での見守り体制の強化と予防について推進してまいります。

簡易水道事業につきましては、町民の皆さんへ安全・安心な飲料水を供給するために、施設等の維持管理を適切におこない、あらゆる事態に迅速に対応できるよう取り組んで参ります。

令和2年度につきましては、大根占簡易水道事業、瀬戸山地区拡張工事に着手する予定であります。

また、集落等で管理運営する水道施設の更新につきましても、引き続き支援を行い安定的な飲料水の確保に努めて参ります。

農業集落排水事業につきましては、年間の加入戸数は、新築住宅等で僅かながら増加している一方、高齢者の転居等による減少もあり、ほぼ横ばいの状態が続いております。

今後も、公共用水域、水質保全に努めるとともに、住民の快適な生活を支えるため、適切な維持管理や効率的な改築更新に努めます。

平成29年度に「機能診断調査業務」、平成30年度は「最適整備構想業務」、令和元年度は「計画策定業務」を実施し、最適な処理方法を検討して参りました。これにより、農業集落排水事業の持続性を確保し、将来に渡ってその機能を発揮できるよう今後機器の更新に取り組んで参ります。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、従来までの臨時、非常勤職員制度が抜本的に見直され、令和2年度より新たに会計年度任用職員制度が導入されます。

財源の確保と本町の知名度を上げるため、ふるさと納税事業においても、更なる納税寄附金額の増額に努めてまいります。さらに企業版ふるさと納税も活用するなど、新たな財源確保に努めてまいります。

以上、今後の行財政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げます。非常に厳しい財政状況下ではありますが、町民の安心安全を守る施策に取り組む、また新たなニーズにも迅速に対応できる体制づくりと町民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。そのためには、町民ニーズに適合するように絶えず事業の見直しを行うとともに、引き続き、働き方、

業務改革を推し進め、持続可能な財政運営に向けて取り組んで参りたいと考えています。

町民の皆さん並びに議員の皆さんのご支援、ご協力をお願い申しあげまして施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。お諮りします。

議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の7議案については、議長を除く、全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の7議案については、議長を除く、全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。次の本会議は、18日の予定でありますので、申し添えておきます。

散 会 12:58